

令和8年度

(2026年度)

南区トンネル設備保守点検業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 役務の目的

道道小樽定山溪線他5線のトンネルの円滑かつ安全な運用を図るため、トンネル設備の定期点検、臨時点検等を行う。

2 履行場所

(1)道路情報管理室（北區北7条西3丁目 JR札幌駅北口広場 内）

(2)道道小樽定山溪線

| | |
|-----------|-------------------|
| ア 白井トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| イ 神威トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| ウ 時雨トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| エ 木挽覆道 | 照明設備・情報表示設備 |
| オ 小天狗トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| カ 烏帽子トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| キ 四ツ峰トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| ク 高原覆道 | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
| ケ 白滝覆道 | 照明設備 |

(3)砥山豊平川沿線

| | |
|-----------|-------------------|
| ア 八剣山トンネル | 非常警報設備・消火器設備・照明設備 |
|-----------|-------------------|

(4)中ノ沢南沢通

| | |
|----------|------|
| ア 南沢トンネル | 照明設備 |
|----------|------|

(5)市道藤野通線

| | |
|----------|------|
| ア 藤野トンネル | 照明設備 |
|----------|------|

(6)豊平峡ダム線

| | |
|-----------|----------|
| ア 冷水トンネル | 照明設備・消火器 |
| イ 豊平峡トンネル | 照明設備・消火器 |

(7)市道真駒内石山線

| | |
|---------|------|
| ア 石切山隧道 | 照明設備 |
|---------|------|

3 履行期間

令和8(2026)年4月1日より 令和9(2027)年3月31日 まで

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。

5 役務内容

(1) 設備点検業務

各施設を巡回し、下記設備について定期点検・臨時点検及び保守作業を行う。

設備内容 …… トンネル設備一覧表のとおり

点検項目及び周期 …… 南区トンネル設備保守点検業務点検要領のとおり

| | | | |
|-------------------|----------|------|------|
| (2) 照明器具清掃 | 681台 | 点検周期 | 12ヶ月 |
| (3) 消火器外観点検（清掃含む） | 198本（全数） | 点検周期 | 6ヶ月 |

(4) 緊急時の対応

- ・平日の営業時間外及び休日・祝祭日においても、24時間、緊急時の連絡体制及び出動体制を確立していること。
- ・履行対象施設にて故障、または災害・事故等により設備に障害が発生した場合業務主任からの連絡を受けて可能な限りの初期対応（状況確認、軽微な応急修理など）を行うこと。
尚、各種の連絡は、業務主任、南区土木センター職員及び道路情報管理室警備員から来るものとする。

(5) その他、南区トンネルの円滑かつ安全な運用を図るため、必要な操作、調整、作業支援、立会い等を行うこと。

6 費用の負担

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気・水道等の使用に係わる費用は、委託者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具・計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料等及び受託者の瑕疵により生じた破損等については、受託者の負担とする。

7 提出書類

(1) 業務計画書

受託者は、以下の書類を添付した業務計画書を、契約後速やかに提出すること。

- ・業務責任者等指定通知書
- ・同上経歴書
- ・同上資格免許証写し
- ・同上雇用関係を確認できる書類

(注)保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）を黒塗りしたものを提出すること

- ・業務工程表
- ・緊急連絡体制表

なお、内容に変更のある場合は、速やかに変更した内容を提出し、承諾を得ること。

(2) 専門業者選定通知書

再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合は、以下の書類も提出すること。

- ・再委託に係る申出書（あて先「受託者」、申出人「再委託先」）
（再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式（申出書）の第1項から第5項に該当する者でないこと。）
- ・再委託先の登記事項証明書（写）など法人概要がわかる書類
（代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書（写）やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可とする。）

- (3) 道路使用許可書 … 業務開始の一週間前までに
- (4) 鍵借用書（対象施設一覧表含む） … 業務着手後ただちに
- (5) 作業報告
点検により発見した不具合や対応した整備・修繕については指定の様式に記載し月報とともに提出すること（各種測定表、作業写真等含む）。
- (6) 業務完了届
毎月の業務が完了したときは、業務完了届を速やかに提出すること。なお、3月の業務完了届は3月31日に提出すること。

8 保守管理の体制について

受託者は直接常用雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定めること。

- (1) 業務責任者
業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。なお、業務責任者は電気工事士（免状の種類不問）の資格を有すること。
- (2) 業務員
業務員を定めること。なお、業務員については電気工事士（免状の種類不問）等の業務上必要な資格を保有している者または保守業務の実務経験が3年以上ある者を配置すること。
また、マンホール・ハンドホール内点検時には酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。ただし、特殊作業における場合で委託者の承認を得た場合はその限りではない。

9 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 点検業務及び保守対応
なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に「専門業者選定通知書」を作成のうえ委託者の承諾を得ること。
また、受託者は業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこととする。

10 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。
なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

11 業務委託対象施設の鍵管理について

委託者は受託者に対し、業務着手後に業務委託対象施設の入場に必要となるすべての鍵を貸与するものとする。受託者は貸与された鍵について各鍵を明記した一覧表及び借用書を作成し、委託者へ提出すること。業務着手後、受託者は貸与された鍵を厳重に管理し、これに対して責任を負うものとする。受託者が貸与された鍵を紛失した場合、受託者の責任において当該施設の鍵を交換するものとし、また貸与された鍵を破損した場合は、受託者が自己の費用でこれを弁償するものとする。

また、貸与された鍵について、以下の行為を禁止するものとする。

- ・ 第三者への貸与
- ・ 鍵の複製

1.2 その他。

(1) 服装及び身分証明証

業務に従事するものは、保安帽、保安靴を必ず着用し、各業務に適した衣服を着用することとし、常時身分証明証を携帯すること。

(2) 作業の開始と終了

作業担当者は、定期点検、臨時点検及び保守作業について作業の開始・終了の連絡を、南区土木センター及び道路情報管理室に行うこと。

(3) 作業入庁届

点検等により道路情報管理室へ入場する際には、事前に「庁舎入庁願届」を委託者担当者に提出すること。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでない。

(4) 安全の確保

業務の実施に当たっては、従事者の事故防止につとめるものとし、受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。また、照明器具点検、照明器具清掃及び警報設備点検（6ヶ月）は必ず高所作業車等にて作業を行うこととし、交通誘導警備員を配置すること。なお、北海道公安委員会が認定する路線（北海道公安委員会告示第187号）における作業には、交通誘導警備員A1名以上、配置すること。

交通規制を行う際は、工事用立看板、公団型矢印板、カラーコーン・ウエイト、コーンバー等の設置を行い、通行車両等の安全に十分配慮すること。

(5) 道路使用許可

受託者は作業にあたっては道路交通法の適用により、道路使用許可をとるものとする。

(6) マンホール・ハンドホール点検

マンホール・ハンドホール内作業を行う場合、酸欠に十分注意し、酸素・硫化水素測定器等で測定記録し、安全を確認した後に点検を行うこと。なお基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。

(7) 環境への配慮

委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ環境負荷の低減に努めること。

(8) エコドライブの推進

受託者はアイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施に努めること。

(9) 業務の引継ぎ

受託者は、業務履行の開始までの期間に、前年度南区トンネル設備保守点検業務の受託者から業務引継を受けると共に、機材・人員などの必要な準備を行うこと。また、受託者は履行期間満了または契約解除に伴う業務の終了にあたって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力をするものとする。

(10) 各種法令の遵守点検及び保守を行うに当たっては関係法令を遵守することとし、本仕様書に記載されていない事項は、以下による。

ア 電気事業法

イ 公衆電気通信法、有線電気通信法

ウ 消防法

エ その他関係諸法令

(11) 疑義について

業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者と協議し決定するものとする。